

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

令和3年4月1日  
独立行政法人農林水産消費安全技術センター

女性がより一層活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

### 2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：国家公務員一般職採用試験（準ずる試験を含む。）からの新規採用者に占める女性の割合を、35%以上とする。

取組内容（実施時期：令和3年4月から）

- ① 女性の応募を増やすため採用募集活動において、男女平等の採用方針であることを積極的にPRする。
- ② 新規採用者の配置において、引き続き男女間で偏りが無いよう努める。

目標2：男女の平均勤続年数の差を9年以下（約1年短縮）とする。

取組内容（実施時期：令和3年4月から）

- ① 仕事と家庭の両立支援のための制度を全役職員に定期的に周知するなど、仕事と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発に努める。
- ② 職員がより一層柔軟な働き方を選択できるような方策を検討する。

目標3：役員に占める女性の割合を13%以上、管理職（部長及び課長相当職）に占める女性職員の割合を6.9%以上とする。

取組内容（実施時期：令和3年4月から）

- ① 職員の意識啓発、意欲増進又は能力向上のための研修への参加機会の確保に努め、職員の参加を推進する。
- ② 人事管理にあたっては、職員の意欲と能力の把握に努め、意欲と能力のある女性職員の登用を推進するとともに、職務経験の付与については、男女間で偏りが無いよう配慮する。